

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長等、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成二十一年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

1 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除・還付制度について、会社更生法の規定による更生手続開始の決定等の事実が生じた場合に仮装経理法人税割額の還付を請求することができることとするほか、還付の方法等について所要の規定の整備を行うこと。（第五十三条、第三

百二十一条の八関係）

- 2 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額）を控除した金額につき、道府県民税についてはその五分の二に相当する金額（所得税の課税総所得金額等の合計額の百分の二に相当する金額（当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円）を限度とする。）を、市町村民税についてはその五分の三に相当する金額（所得税の課税総所得金額等の合計額の百分の三に相当する金額（当該金額が五万八千五百円を超える場合には、五万八千五百円）を限度とする。）を、それぞれ所得割の額から控除するものとする。 （附則第五条の四の二関係）
- 3 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成二十五年十二月三十一日まで延長すること。 （附則第三十三条の三関係）
- 4 個人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に取得（特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他一定のものを除く。）をした国内

にある土地等で、その年一月一日において所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得の金額から千万円（当該長期譲渡所得の金額が千万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除するものとする。 （附則第二十四条関係）

5 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成二十六年まで延長すること。 （附則第三十四条の二関係）

6 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成二十一年一月四日において特定管理株式であった株式で同年一月五日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加すること。 （附則第三十五条の二の二関係）

7 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、平成二十二年一月一日以後に行う金融商品取引法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものに表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の一定の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加すること。 （附則第三十五条の四関係）

二 事業税

1 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額の控除・還付制度について、会社更生法の規定による更生手続開始の決定等の事実が生じた場合に仮装経理事業税額の還付を請求することができることとするほか、還付の方法等について所要の規定の整備を行うこと。（第七十二条の二十四の十関係）

2 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。（附則第九条関係）

(一) 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。

(二) 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。

(三) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。

(四) 関西国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社に規定する指定造成事業者に係る資本割の課

税標準の特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。

(五) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。

(六) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。

(七) 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十六年三月三十一日まで延長すること。

(八) 電気供給業を行う法人が他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて一定の電気の供給を行う場合における課税標準である収入金額の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。

3 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。

(一) 株式会社産業再生機構に係る資本割の課税標準の特例措置（附則第九条関係）

(二) 国又は都道府県が作成した一定の総合的な地域開発に関する計画に基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業を行う法人に係る資本割の課税標準の特例措置（附則第九条関係）

(三) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する指定事業者に係る資本割の課税標準の特例措置（附則第三十九条関係）

三 不動産取得税

1 社会医療法人が取得する医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する一定の不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。（第七十三条の四関係）

2 農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用区域内にある土地について、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該三分の一に相当する額又は交換によって失った土地の固定資産課税台帳に登録された価格等に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第十一条関係）

3 医療関係者の養成所において教育の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象に一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会医療法人等が取得する不動産を追加すること。（第七十三条の四関係）

4 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から信託財産を移す場合における不動産の取得に係る非課税措置について、対象に受託者から当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人等に信託財産を移す場合における不動産の取得を追加すること。（第七十三条の七関係）

5 農地保有合理化法人が取得する土地に係る納税義務の免除措置及び課税標準の特例措置について、対象に農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化団体が取得する土地を追加すること。

（第七十三条の二十七の六、第七十三条の二十七の七、附則第十一条、附則第十一条の七関係）

6 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築事業者等が認定事業再構築計画等に従った事業譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置について、対象に一定の要件を満たす資産譲渡により取得する不動産を追加したうえ、その適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（

附則第十一条の四関係)

7 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を受けている者が障害等により営農継続が困難な状態となり農地等の貸付けを行った場合で生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の継続が認められるときは、徴収猶予の継続を認めることとする。 (附則第十二条関係)

8 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十条関係)

(二) 鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。 (附則第十条関係)

(三) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二十三年三月三

十一日まで延長すること。（附則第十条関係）

(四) 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条関係）

(五) 駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って取得する一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(六) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(七) 河川法に規定する河川立体区域に係る河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則

第十一条関係）

(八) 民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交換により隣接

土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者が所有する土地（首都圏整備法に規定する既成市街地等の区域内にあるものを除く。）に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(九) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(十) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(十一) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

(十二) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則

第十一条関係)

(三) 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(四) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(五) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(六) 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議又は調停により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(

附則第十一条関係)

(エ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する認定事業者が一定の認定建替計画に基づき取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条関係)

(カ) 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則四%)を三%とする特例措置の適用期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の二関係)

(キ) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

(ク) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置の適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十一条の四関係)

(ケ) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二十四年

三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条の五関係）

9 次のとおり納税義務の免除措置等を改めること。

(一) 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産をその組合員等に譲渡した場合における納税義務の免除措置について、対象から商店街振興組合が取得した不動産を譲渡した場合を除外すること。（第七十三条の二十七の五関係）

(二) 独立行政法人都市再生機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から分譲住宅に係る業務の用に供する土地を除外したうえ、その適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十条関係）

(三) 農業経営基盤強化促進法に規定にする農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、対象を農用地区域内にある土地に限定したうえ、その適用期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十一条関係）

10 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 独立行政法人空港周辺整備機構が取得する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防

止等に関する法律に規定する業務の用に供する一定の不動産に係る非課税措置（第七十三条の四関係）

(二) 農地法の規定によって国から土地を売り渡された場合における当該土地の取得に係る非課税措置（第七十三条の五関係）

(三) 独立行政法人環境再生保全機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置（附則第十条関係）

(四) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置（附則第十条関係）

(五) 都市計画施設の用に供される土地（従前の土地）の所有者が独立行政法人都市再生機構法に規定する認可計画に基づき、解散前の都市基盤整備公団が業務の用に供するものとして取得した土地（特定土地）を当該従前の土地との交換により取得する場合における当該特定土地に係る課税標準の特例措置（附則第十一条関係）

(六) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する指定事業者が取得する一定の文化学術研究交流施設

及びその土地に係る課税標準の特例措置及び税額の減額措置（附則第三十九条関係）

四 自動車取得税

1 自動車取得税を目的税から道府県の普通税とすること。（第二章第七節関係）

2 目的規定及び用途規定を削ること。（旧法第六百九十九条、旧法第六百九十九条の三十三関係）

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得が平成二十四年三月三十一日までに行われた場合においては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の二関係）

(一) 電気自動車

(二) 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもの

(三) 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定

める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもの

(四) プラグインハイブリッド自動車

(五) 車両総重量が三・五トン以下のハイブリッド自動車のうち、平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上のもの

(六) 車両総重量が三・五トンを超えるハイブリッド自動車のうち、平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が当該基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないものであつて、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

(七) 車両総重量が三・五トン以下の一定のディーゼル自動車のうち、平成二十一年十月一日以降に適

用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの

4 次に掲げる自動車であつて新規登録等を受けるものの取得に対して課する税率は、当該取得が平成

二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。(附則第十二条の二の二関係)

(一) 車両総重量が十二トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

(二) 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のディーゼル自動車のうち、平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

(三) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもの

5 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得に対して課する税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。（附則第十二条の二の二関係）

(一) 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が当該基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないものであつて、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

(二) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもの

6 プラグインハイブリッド自動車であつて初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車の取得について、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、税率から百分の二・四を軽減する特

例措置を講ずること。（附則第十二条の二の二関係）

- 7 電気自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車と
したうえ、その適用期限を三年延長すること。（附則第十二条の二の二関係）
- 8 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動
車としたうえ、その適用期限を三年延長すること。（附則第十二条の二の二関係）
- 9 ハイブリッド自動車（バス・トラック）に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等
を受けるもの以外の自動車としたうえ、その適用期限を三年延長すること。（附則第十二条の二の二
関係）
- 10 ハイブリッド自動車（バス・トラック以外）に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登
録等を受けるもの以外の自動車で、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五
を乗じて得た数値以上のものに限定するとともに、税率から軽減する率を百分の一・六（現行百分の
一・八）としたうえ、その適用期限を三年延長すること。（附則第十二条の二の二関係）
- 11 車両総重量が三・五トンを超えるディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて
新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。（附則第十二条の二の二関係）

- 12 車両総重量が三・五トン以下の一定のディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。（附則第十二条の二の二関係）
- 13 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。（附則第十二条の二の二関係）
- 14 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。（附則第十二条の二の二関係）
- 15 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が適用される地域内において、窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車を廃車して新たに当該排出基準に適合し、かつ、平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとし

て定められた排出ガス保安基準に適合した自動車を取得した場合における税率の特例措置を廃止すること。（旧法附則第三十二条関係）

五 軽油引取税

1 軽油引取税を目的税から道府県の普通税とすること。（第二章第七節の二関係）

2 目的規定及び使途規定を削ること。（旧法第七百条、旧法第七百条の五十関係）

3 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずること。（第四百四十四条の六関係）

4 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずること。（附則第十二条の二の四関係）

(一) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

(二) 海上保安庁その他一定の者が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で一定のものに供する軽

油の引取り

(三) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

(四) 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

(五) 陶磁器製造業、木材加工業その他の一定の事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

六 固定資産税及び都市計画税

1 平成二十一年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずること。

(一) 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける

宅地等については当該特例措置の適用後の額)に百分の五を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額(以下「宅地等調整税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該住宅用地又は商業地等の当該年度の価格に十分の八又は十分の六を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。(附則第十七条、第十八条、第十八条の三、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第二十五條の三、第二十七條の五、第二十八條關係)

- (二) (一)にかかわらず、住宅用地のうち負担水準(前年度課税標準額の当該年度の価格(住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額)に対する割合をいう。以下同じ。)が〇・八以上の土地及び商業地等のうち負担水準が〇・六以上〇・七以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。

(附則第十八條、第二十五條關係)

- (三) (一)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が〇・七を超える土地に係る固定資産税及び都市計画

税の額については、当該年度の価格に十分の七を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とする。 (附則第十八条、第二十五条関係)

(四) 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。 (附則第十九条、第二十条関係)

負担水準の区分	負担調整率
○・九以上のもの	一・〇二五
○・八以上○・九未満のもの	一・〇五
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五
○・七未満のもの	一・一

(五) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地については、次のとおり税負担の調整措置を講ずること。

ア 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る

当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格の三分の一（都市計画税は三分の二）の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額（以下「市街化区域農地調整税額」という。

）を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とすること。

ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格の三分の一（都市計画税は三分の二）の額に十分の八を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該市街化区域農地の当該年度の価格の三分の一（都市計画税は三分の二）の額に十分の二を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。（附則第十九条の四、第二十七条の二関係）

イ アにかかわらず、市街化区域農地のうち負担水準が〇・八以上の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。（附則第十九条の四、第二十七条の二関係）

(六) 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額ま

でその税額を減額することができることとする。 (附則第二十一条、第二十七条の四、第二十

七条の五関係)

- (七) 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額 (前年度分の固定資産税及び都市計画税について、(六)又は(七)の減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額) に百分の百以上上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとする。 (附則第二十一条の二、第二十七条の四の二、第二十七条の五、第二十九条の

七関係)

- 2 平成二十二年度分又は平成二十三年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること。 (附則第十七条の二、第

十九条の二、第二十二條關係)

3 1による税負担の調整措置の適用を受ける土地についての固定資産税の課税明細書には、前年度分の固定資産税の課税標準額、調整措置適用後の当該年度分の固定資産税の課税標準額及び当該年度分の固定資産税の税額を減額する場合のその減額する額を記載しなければならないこととする。 (附則第二十七條の五關係)

4 社会医療法人が医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する一定の固定資産について、固定資産税及び都市計画税を非課税とする特例措置を講ずること。 (第三百四十八條關係)

5 電気通信事業を営む者が総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得した一定の電気通信設備について、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の三分の二とする特例措置を講ずること。 (附則第十五條關係)

6 政府の補助を受けて平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得された太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準を取得後三年度間はその価格の三分の二とする特例措置を講ずること。 (附則第十五條關係)

7 医療関係者の養成所において教育の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象に一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会医療法人等が設置する固定資産を追加すること。（第三百四十八条関係）

8 大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域等において地震防災対策の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象地域に東海地震対策に係る一定の地域を追加し、課税標準を取得後三年度間はその価格の三分の二（現行取得後五年度間はその価格の四分の三）とすること。（附則第十五条関係）

9 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により新設した一定の高度テレビジョン放送施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、一定の小規模な無線設備に係る課税標準を新設後五年度間はその価格の二分の一（現行三分の二）としたうえ、その対象資産の新設期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

10 離島航路事業者が新造し、かつ、専ら離島航路事業の用に供する一定の船舶に係る固定資産税の課税

標準の特例措置について、課税標準を新造後五年度間はその価格の三分の一、その後五年度間はその価格の三分の二（現行新造後五年度間はその価格の三分の一）とし、その対象資産の新造期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

11 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。

(一) 独立行政法人森林総合研究所が旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、その適用期限を平成二十四年度まで延長すること。

（附則第十四条関係）

(二) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十四条関係）

(三) 駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って設置された一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の設置期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

- (四) 都市緑地法に規定する認定計画に従って新設された一定の緑化施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の新設期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)
- (五) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)
- (六) 電気自動車に充電するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)
- (七) 鉄道施設等の貸付けを行う法人が政府の補助を受けて行う既設の鉄道の駅等の改良工事で周辺の都市機能の増進に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)
- (八) 鉄道事業者等が既設の鉄道の駅等に係る大規模な改良工事で利用者の利便の向上に資するものとして取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

して取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(九) 鉄道事業者が全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る鉄道施設の譲渡を受けて取得し、鉄道事業の用に供する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十八年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得した廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十二年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(十一) 鉄道事業者等が取得して、事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第

十五条関係)

(三) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。(附則第十五条関係)

(四) 港湾法に規定する認定運営者が指定特定重要港湾において国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて取得した港湾施設の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十五条関係)

(五) 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。

(附則第十五条関係)

(六) 事業主がその従業者に労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために一定の事務所等又は従

業者の自宅に設置する一定の電気通信設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(六) 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

(七) 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十六条の二関係）

(八) 三宅島噴火災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得又は改良の期限を平成二十五年三月三十一日まで延長すること。（附則第十六条の二関係）

(九) 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者が当該家屋に代わるものとして、

一定の被災地域内で取得し、又は改築した家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象資産の取得又は改築の期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十六条の二関係）

12 次のとおり課税標準の特例措置等を改めること。

(一) 鉄道事業者等が新たな営業路線の開業のために敷設した鉄道に係る線路設備等の構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象から中部国際空港株式会社が所有する構築物を除外すること。（第三百四十九条の三関係）

(二) 倉庫業者又は港湾運送事業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等又は上屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、当該上屋に係る課税標準を新設又は増設の後五年度間はその価格の八分の七（現行六分の五）としたうえ、その対象資産の新設又は増設の期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(三) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、安全性の確保のために特に緊急に整備が必要な

一定の設備に係る課税標準を取得後五年度間はその価格の二分の一（現行四分の一）としたうえで、その対象資産の取得期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(四) 鉄道事業者等が設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準を設置後三年度間はその価格の五分の四（現行四分の三）としたうえで、その対象資産の設置期限を平成二十三年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条関係）

(五) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を所有者等が転用してその上に新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、次のとおり見直しを行ったうえで、その対象住宅の新築期限を平成二十四年三月三十一日まで延長すること。（附則第十五条の八関係）

ア 第一種中高層耐火建築物である貸家住宅 新築後五年度間は三分の二減額（現行新築後五年度間は三分の二減額、その後五年度間は三分の一減額）

イ 第二種中高層耐火建築物である貸家住宅 新築後三年度間は三分の二減額（現行新築後五年度間は三分の二減額）

13 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止すること。

- (一) 鉄道事業者が旅客鉄道株式会社等から取得した一定の固定資産で、国鉄改革前に市町村納付金の算定上特例を受けていた償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）
- (二) 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した火災時における旅客の安全の確保に資する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）
- (三) 水防法に規定する一定の地下街等の所有者又は管理者が取得した当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための施設又は設備の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）
- (四) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律に基づき基準適合表示が付された特定特殊自動車に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十五条関係）
- (五) 新潟県中越地震災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者が当該償却資産に代わるものとして、一定の被災地域内で取得し、又は改良した償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第十六条の二関係）

- (六) 一定の市街化区域農地であり、平成六年四月一日以後において住宅地高度利用地区計画等に係る都市計画の決定がされ、かつ、土地区画整理事業に係る認可等がされた区域内にあるものに係る固定資産税及び都市計画税の減額措置（附則第二十九条の六関係）
- (七) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する指定事業者が建設した一定の文化学術研究交流施設の用に供する家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置（附則第三十九条関係）

七 事業所税

次のとおり課税標準の特例措置を改めること。

- (一) 特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、従業者割の課税標準の特例措置を廃止したうえ、資産割の課税標準の特例措置の適用期限を平成二十一年六月三十日まで延長すること。

（附則第三十二条の八、第三十三条関係）

- (二) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、事業所床面積から三分の一（現行二分の一）に相当する面積を控除することとした

うえ、その適用期限を二年延長すること。（附則第三十三条、第三十九条関係）

八 国民健康保険税

納税義務者である世帯主等の前年からの所得の状況の著しい変化等がある場合に当該納税義務者を減額措置の対象から除外する措置を廃止すること。（第七百三条の五関係）

第二 地方税法等の一部を改正する法律に関する事項

1 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を三％軽減税率（道府県民税一・二％、市町村民税一・八％）とすること。（附則第

三条、第八条関係）

2 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に個人に対して支払う上場株式等の配当等に係る配当割の三％軽減税率の特例を一年延長すること。（附則第三条関係）

3 平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間の源泉徴収選択口座における株式等譲渡所得割等の三％軽減税率の特例を一年延長すること。（附則第三条関係）

第三 地方道路譲与税法に関する事項

1 地方道路譲与税法の名称を地方揮発油譲与税法に改めることとする。

2 使途規定を改め、国は、地方揮発油譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとする。 (第八条関係)

第四 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項

1 平成二十二年度から平成二十四年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずること。 (附則第十五項関係)

2 国から日本年金機構に出資した固定資産のうち、平成二十二年度において固定資産税を課されるものについては、平成二十二年度分の国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外する特例措置を講ずること。 (附則第十七項関係)

第五 石油ガス譲与税法に関する事項

使途規定を改め、国は、石油ガス譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとする。 (第七条関係)

第六 自動車重量譲与税法に関する事項

使途規定を改め、国は、自動車重量譲与税の譲与に当たっては、その使途について条件を付け、又は制限してはならないものとする。 (第七条関係)

第七 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 前記第一の一の2及び6並びに第四の2の改正は平成二十二年一月一日から、第一の一の4の改正は平成二十二年四月一日から、第一の一の7の改正は平成二十三年一月一日から、第一の三の2、5及び7並びに10の(二)及び(五)の改正は農地法等の一部を改正する法律の施行の日から、その他の改正は平成二十一年四月一日から施行すること。